

事務事業名	補装具費支給事業		担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	4	障がい者の自立と社会参加の支援
成果指標	名称		単位	5 年度実績	
	補装具の交付者数		人	83	
事業概要	国の障害者総合支援法に基づき給付を行っている。 身体障がい児者の部分的欠損または身体の機能の損傷を、直接に補うための用具（補装具）を交付・修理を行い、身体障がい児者の社会生活や日常生活の能率向上を目的とする。補装具に係る法令に定める基準額を上限とする。 介護保険法により、支給又は貸与を受けられる者は、給付の対象から除く（オーダーメイドによるものは障がい者総合支援法にて給付） 補装具の種類 視覚障害：盲人安全つえ、義眼 聴覚障害：補聴器 肢体不自由者：義肢。装具、車いす座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（T字つえ除く） その他法令に定める補装具交付・修理を受けたものは、1割負担。（所得制限有） 国県補助金：国1/2、県1/4				
5 年度 実績・成果・課題	補装具申請者数：83人（R4年度129人） 補装具交付者数：83人 補装具給付率：100% 給付額：8,600千円（R4年度9,996千円） 前年度、前々年度と比べて給付額は少ないものの、補装具の相談対応は依然として多い。介護保険サービスのレンタルや高齢者への補聴器独自助成制度等もあるため、適切なサービスの案内と利用を促していく必要がある。 また、補装具の価格改定や県総合相談所による判定方法の変更等にも適切に対応し、迅速・正確なサービスの給付に努める。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】				